

会議録

会議の名称	定例庁議
開催日時	令和7年1月21日（火） 午前 9時32分から 午前10時21分まで
開催場所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出席者及び 欠席者の 職・氏名	<p>【出席者】 富岡市長、神田副市長、二見教育長、稲葉市長公室長、 千葉危機管理監、須田総務部長、紺清市民環境部長、佐藤福祉部長、 堤田こども・健康部長、松岡都市建設部長、 村沢審議監兼まちづくり推進課長、田中会計管理者、 益田上下水道部長、太田議会事務局長、小島学校教育部長、 奥山生涯学習部長、田中監査委員事務局参事兼次長</p> <p>（担当課1） 小野澤副審議監兼危機管理室長、浅川同室長補佐、 千葉同室危機管理係長、三上同室同係主任</p> <p>（担当課2、3） 佐藤職員課長、小島同課人事研修係長、 田中同課給与厚生係長</p> <p>（担当課4） 丸山契約検査課長、高橋同課主幹兼課長補佐</p> <p>（担当課5） 高橋こども未来課長、石田同課長補佐、 永山同課こども未来係長</p> <p>（担当課6） 齊藤健康づくり課長、坂田同課長補佐、曾我同課保健係長、 山本同課同係主任</p> <p>（事務局） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、 齋藤同課主幹兼課長補佐、伊藤同課政策企画係主事</p> <p>【欠席者】 なし</p>
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 朝霞市地域防災計画（案） 2 朝霞市特定事業主行動計画及び朝霞市障害者活躍推進計画の計画期間の変更（案） 3 職員の昇給制度の変更（案） 4 地域貢献企業育成型入札の見直し（案） 5 朝霞市こども計画（案） 6 第2期朝霞市自殺対策計画（案）

<p>会議資料</p>	<p>(議題 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料 1】朝霞市地域防災計画修正案について (概要) ・【資料 2】朝霞市地域防災計画案 新旧対照表 ・【資料 3】市民コメント結果 ・【資料 4】職員コメント結果 ・【資料 5】朝霞市防災計画案 <p>(議題 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料 6】朝霞市特定事業主行動計画及び朝霞市障害者活躍推進計画の計画期間の変更 (案)【概要】 <p>(議題 3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料 7】職員の昇給制度の変更 (案)【概要】 <p>(議題 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料 8】地域貢献企業育成型入札の見直し (案) ・【資料 9】一般競争入札の結果【土木一式工事・舗装工事】 ・【資料 10】県及び近隣 3 市の発注標準額 (土木一式工事) ・【資料 11】土木完成検査一覧【市内業者】 ・【資料 12】朝霞市地域貢献企業育成型指名競争入札実施要綱 <p>(議題 5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料 13】朝霞市こども計画 (案)【概要版】 ・【資料 14】朝霞市こども計画 (案) <p>(議題 6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料 15】第 2 期朝霞市自殺対策計画 (案) 概要 ・【資料 16】第 2 期朝霞市自殺対策計画 (案) 		
<p>会議録の作成方針</p>	<p><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</p> <p><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</p> <p>■要点記録</p> <p><input type="checkbox"/>電磁的記録での保管 (保存年限 年)</p> <table border="1" data-bbox="355 1570 1002 1671"> <tr> <td data-bbox="355 1570 1002 1671">電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</td> <td data-bbox="1002 1570 1439 1671"> <input type="checkbox"/>会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月 </td> </tr> </table> <p>会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</p>	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月		
<p>傍聴者の数</p>	<p>—</p>		
<p>その他の必要事項</p>	<p>なし</p>		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【議題】

1 朝霞市地域防災計画（案）

【説明】

（担当課 1：小野澤副審議監兼危機管理室長）

朝霞市地域防災計画（案）について説明する。資料 1 の朝霞市地域防災計画修正案の概要を御参照いただきたい。

「1. 市の取組の反映」（2）「地震被害想定の更新」について、平成 27 年度の現行計画と想定地震は変わらず、昨年度「防災アセスメント調査」を実施し、被害想定を更新した。結果として、建物被害、火災、避難所避難者数については、減少する予測となった。

なお、人的被害の予測において、日中に発災した場合の被害予測が前回調査から増加する予測となっているが、これは内間木地区など建物被害が多いと予測される地区における昼間人口の増加が主な要因と考えられる。

こちらは資料 5 の通し（20）ページ、総則 12 ページの「総則第 2 節 朝霞市の概況の第 4 地震被害想定」に記載されている。

資料 1 にお戻りいただき、（3）「受援体制の充実」について、大規模災害の発生時には職員自身も被災するなど、各班において十分な人材確保が難しいことが想定されることから、国や県、協定団体等から人員要請等を行う体制について新たに構築した。

受援体制のしくみについて、災害対策本部にて集約した各班の応援ニーズについて受援調整会議を開催し、まず庁内での応援体制の構築の可否を検討する。庁内のみで人員体制が解消されない場合については、庁外への要請について検討を行い、この時、1 つ目として企業・業界団体等の分野別の災害協定・応援制度に基づく受援、2 つ目として国や埼玉県等の自治体、市町村相互応援協定に基づく受援と大きく 2 つの実施体制の構築を図るものとしている。

なお、1 つ目については、平時から関係性を築いている各班から直接、受援要請を行い、2 つ目については、本部班を通じて要請を行う計画としている。また、随時、各受援の実施状況について、受援調整会議等において受援統括担当がとりまとめ、災害対策本部に報告し、統制していくことを想定している。

こちらは資料 5 の通し（119）ページ、震災 29 ページの「震災応急対策計画 第 5 節 応援派遣・受援」に記載されている。

資料 1 にお戻りいただき、このほか、「2. 関係法令との整合」では、災害対策基本法などの災害関連法の改正に伴った修正を行い、2 ページ、3 の「上位計画等との整合」では、国の防災基本計画や埼玉県地域防災計画の修正を反映した計画となるよう見直しを実施している。

最後にスケジュールだが、本日の庁議以降、2 月 6 日にインフラ関係業者など庁外の各委員を含む防災会議を開催し当該計画を決定する予定である。

説明は以上である。

（稲葉市長公室長）

本件については、政策調整会議で審議しているため、審議結果を報告する。

1 2月17日に開催された政策調整会議では、まず、計画をいつ更新したか分からず、過去の冊子との区別がつきづらくなる恐れがあるため、どの時点で計画を更新したか把握しやすいタイトルに変更する考えはないか、との質疑に対し、検討する、との回答があった。

なお、この点について、本日の資料は、タイトルの変更ではなく、奥付にこれまでの改定年月を記載する修正を行っている。

次に、計画期間がないということは理解するが、担当課として、一定の期間で計画を見直すよう定めてもいいと思うがいかがか、との質疑に対し、何年ごととは申し上げられないが、定期的に見直す機会は重要だと思うので取り入れたい、との回答があった。

最後に、各班が行った被害調査の情報について、財務・情報班に集約された情報の利用方法・目的についても計画に記載した方がいいのではないかと、との質疑に対し、検討する、との回答があった。

以上の質疑の結果、担当課で検討し、再度、政策調整会議に諮ることとした。

1月10日に開催された政策調整会議での審議では、まず、今後はどのような予定か、との質疑に対し、庁議後に朝霞市防災会議に諮る予定である、との回答があった。

次に、議会への説明は予定しているか、との質疑に対し、全員協議会の開催を検討しているが、スケジュールは今後調整させていただく、との回答があった。

以上の質疑の結果、原案のとおり庁議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

2 朝霞市特定事業主行動計画及び朝霞市障害者活躍推進計画の計画期間の変更（案）

【説明】

（担当課2：佐藤職員課長）

朝霞市特定事業主行動計画及び朝霞市障害者活躍推進計画の計画期間の変更（案）について説明する。資料6を御覧いただきたい。

今回、計画期間の延長を行うのは、「朝霞市特定事業主行動計画」及び「朝霞市障害者活躍推進計画」で、いずれも今年度末までの計画期間となっている。

まず、「1. 朝霞市特定事業主行動計画」だが、子育てしやすい職場環境づくりを中心とした各種施策に取り組むとともに、職員のワーク・ライフ・バランスを積極的に推進し、男女がともに活躍する組織の実現を目指す目的で策定されている計画である。次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備する「次世代支援」と、女性職員が仕事と家庭を両立するために必要な環境を整備する「女性活躍推進」の視点から構成されている。

計画期間延長の理由としては、根拠法令の1つである、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が令和8年3月末までの時限立法であり、動向を確認し、その内容を反映させる必要があることから、現計画の計画期間を1年延長するものである。

続いて、「2. 朝霞市障害者活躍推進計画」だが、障害者に係る採用や定着に関する目標を定めた計画であり、当該年6月1日時点における法定雇用率の達成と職場環境を理

由にした離職者を極力生じさせないよう努めることを目的とするものである。

計画期間延長の理由としては、人材育成や職場環境の部分で関連がある「朝霞市特定事業主行動計画」の計画期間を1年延長することから、次期計画をその策定期間に合わせることで、また、市の障害者雇用率が、令和4年の根拠法令改正後における法定雇用率を上回っており、改正内容も現計画への影響が少ないことから、現計画の計画期間を1年延長するものである。

説明は以上である。

(稲葉市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議しているため、審議結果を報告する。

まず、審議会や庁内会議等を設置し、計画策定を進めるのか、との質疑に対し、朝霞市障害者活躍推進計画は、障害のある方への聞き取りを行うことを念頭に、職員課で策定を進めていく予定であり、朝霞市特定事業主行動計画は、庁内の会議体を設置することも視野に入れながら、職員課を中心に検討していきたい、との回答があった。

次に、計画期間延長の理由は、「第6次総合計画の内容を踏まえた計画とするため」ではなく、「根拠法令が令和8年3月末までの時限立法であり、動向を確認してから計画に反映させるため」などの理由の方がいいのではないかと、この意見に対し、御指摘のとおり修正する、との回答があった。

以上の審議の結果、指摘のあったとおり修正し、庁議に諮ることとした。

【意見等】

(神田副市長)

障害者の法定雇用率が上回っているという発言があったが、計画と根拠法令の法定雇用率が一致しているということか。

(担当課2：佐藤職員課長)

現在の計画においては、当該年6月1日時点における法定雇用率の達成ということで、参考として、令和2年6月1日時点の実雇用率2.84%を示している。その後法律改正があったが、目標としては当該年6月1日時点の法定雇用率の達成ということが明記されており、このまま延長しても差し支えないものと判断している。

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

3 職員の昇給制度の変更（案）

【説明】

(担当課3：佐藤職員課長)

職員の昇給制度の変更（案）について説明する。資料7を御覧いただきたい。

はじめに、1ページを御覧いただきたい。「1. 7級以上（国：8級以上）の職員の昇給制度の変更について」、令和6年の人事院勧告を受け、国はこれまで以上に職責を重視する給料体系となるよう、令和7年度から給料表を見直す。それに伴い、国の8級以上で給料表の号給数が減少し、号給間の較差が拡大することから、能力評価に係る昇給制度が変更となる。

本市の給与制度は国に準拠しており、令和7年度においても、均衡の原則に基づき、国に準じた給料表の改定を予定していることから、本市の7級以上において給料表の号給数が減少し、号給間の較差が拡大するため、能力考課に係る昇給制度を、国と同様の取扱いとするものである。

なお、市と国の給料表で級の差異が生じている理由については、1の【概要】の後半部分に記載したとおりである。

これにより、これまでは、55歳以下の7級以上の職員においては、昇給区分がAであった場合、8号給以上昇給し、昇給区分Cの場合においても3号給昇給していたが、今後は昇給区分がAであった場合は2号給以上、Bであった場合は1号給、C以下であった場合は昇給なしへと変更となる。

また、55歳超の7級以上の職員においても、昇給区分Aの場合には4号給以上昇給し、昇給区分Cにおいても2号給昇給していたが、こちらも55歳以下の7級以上の職員と同様の昇給制度となる。

次に、2ページを御覧いただきたい。55歳超職員の昇給抑制措置の変更についてだが、国では、平成26年から昇給区分Cでは昇給しない抑制措置が行われているが、市ではこれまで55歳超60歳以下の職員については、昇給区分Cで2号給昇給する、国より緩やかな昇給抑制措置を行ってきた。

しかし、市の給与制度は国に準拠していることから、55歳超の職員の能力考課に係る昇給制度の取扱いに国と差異があることは、均衡の原則に反すること、また、7級以上の職員の昇給制度についても、国と同様の昇給制度に変更することから、55歳超の職員の昇給制度についても、国と同様に変更するものである。

また、60歳超の職員については、これまで昇給区分Aの場合のみ2号給以上昇給する制度としていたが、今回の改正により、昇給区分がBの場合においても1号給昇給する制度へと変更となる。

最後に、今回の制度変更の実施時期については、給料表の改正が前提となることから、令和7年3月議会に提出予定の、給料表の改正を含む給与関係条例の改正に併せて実施することとしている。

説明は以上である。

(稲葉市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議しているため、審議結果を報告する。

まず、変更による影響額はどの程度か、との質疑に対し、今回の変更の影響を受ける職員が昇格しないと仮定した場合の試算だが、給料のみで約360万円程度と想定している、との回答があった。

次に、次長は、部長に比べ、裁量の範囲が広くないため、改正により昇給しづらくなり、職員の意欲を削ぐ恐れがあるため、次長級以上の昇給制度の変更についての説明があったが、変更は部長級だけでいいのではないかと、との質疑に対し、課長級試験の受験者の減少などを受け、より職責に応じた給与制度が重要だと考えていること、また、国の給与制度の改正も職責を重視した給与制度への改正となっていること、これまでは、6級の最高号給の方が、7級の低位の号給よりも給料月額が高かったが、今回の変更で6級の最高号給よりも7級の1号給の方が、給料月額が高くなり、より職責に応じた評価が可能になると考えている、との回答があった。

以上の審議の結果、原案のとおり庁議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

4 地域貢献企業育成型入札の見直し（案）

【説明】

（担当課 4：丸山契約検査課長）

地域貢献企業育成型入札等の見直し（案）について説明する。資料 8 を御覧いただきたい。

はじめに、見直しの目的だが、近年の物価高騰や労働賃金の上昇、市の公共工事の発注状況の変化等があり、要綱による入札が効果的に活用できない状況となっていることから、現状を踏まえ、関連する規則とともに内容を見直すものである。

次に、現在の要綱の主な概要である。まず、要綱の趣旨は、市内業者による、「①自然災害等への対応」と「②社会基盤整備の適正な維持管理の担い手の育成」である。

対象事業者は、市内事業者対象工事は、予定価格が 1,000 万円以上 2,000 万円未満の土木と舗装工事、入札参加の資格要件は、①過去 5 年以内の災害活動の実績、または、②市の優秀建設工事の受賞歴どちらかを満たすこととしている。

次に、見直しする主な内容について、4 ページを御覧いただきたい。今回、見直す内容の新旧の比較である。

まず、入札の方法は、指名競争入札から、一般競争入札に変更する。

次に、3 段目で、対象工事となる工事の予定価格は、上限額を 2,000 万円未満から、7,500 万円未満まで拡大する。

上限額を拡大する理由としては、資料 9 を御覧いただきたい。令和元年以降の一般競争入札結果のうち、土木と舗装工事で、2 枚目は、今年度である。特に水色の水道工事については、令和 4 年度以降、2,000 万円以上の工事が増加しているなど、本市の入札の現状を踏まえ上限額を拡大する。

また、上限額を 7,500 万円とする理由については、資料 10 を御覧いただきたい。こちらは、3 ページ目の規則で定めた「発注標準額」を実際の運用に合わせて表にしたもので、事業者の格付で、入札に参加できる案件の価格帯を決めている。

2 ページ目を御覧いただきたい。これは、土木と舗装工事で入札参加登録のある市内業者を、格付毎にまとめたものである。本市では、D 級がない現状を踏まえ、C 級が入札に参加できる価格帯まで、上限額を拡大する。

現在は、C 級が 5,000 万円までとなっているが、埼玉県がこの発注標準額を 1.5 倍に拡大したことから、本市も同様の割合で拡大する規則改正を合わせて行う。

このことから、C 級は 7,500 万円までの工事の入札に参加が可能となる。

資料 8 の 4 ページに戻り、6 段目の入札の参加資格要件だが、今回の見直しでは、②の優秀建設工事の受賞歴は、受賞からの期間を 2 年間に設定。また新たな要件として、③の工事成績評定の成績優秀業者を追加する。

③の要件としては、資料 11 を御覧いただきたい。これは、令和 3 年度以降の市内業者の土木と舗装工事の工事成績評定の状況である。要件とした点数は、本市の近年の年間の工事成績の平均、また、優秀建設工事の受賞候補となる点数を踏まえて設定している。

最後に、この要綱による年間の入札の実施件数としては、近年の対象工事の実施件数の 2 分の 1 程度とし、12 件程度になるものと考えている。

説明は、以上である。

(稲葉市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議しているため、審議結果を報告する。

資格要件の工事成績評定の過去2過年度内とは、その年度だけということか、との質疑に対し、入札する年度の過去2年間で考えている、との回答があった。

以上の審議の結果、原案のとおり庁議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

5 朝霞市こども計画（案）

【説明】

(担当課5：高橋こども未来課長)

朝霞市こども計画（案）について説明する。資料13の1ページを御覧いただきたい。

「1 計画策定の趣旨」については、本計画では、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、計画の名称を「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」から「朝霞市こども計画」に変更するとともに、現行計画の「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」、「朝霞市次世代育成支援行動計画」、「朝霞市子どもの貧困対策計画」に加え、新たに「朝霞市子ども・若者計画」を包含し、現行計画の理念や施策を引き継ぎながら、より効果的な施策を展開することを目指す。

「3 計画の性格と位置づけ」については、まず、本計画は「こども基本法」第10条に基づいて策定しており、現行計画に新たに「子ども・若者計画」を包含し、本市の子ども・子育て施策を幅広く検討するものである。3ページの上部には、こども計画を中心として記した、各計画との連携・整合性についての図を掲載している。

「4 計画期間」については、令和7年度から令和11年度までの5年間である。

「5 計画の対象」については、出生前から乳幼児期を初め、こども及び若者とその保護者等である。現行計画では、18歳までのこどもとその家庭を対象としていたが、本計画では「子ども・若者計画」を包含することから、おおむね30歳までの若者も対象とすることとした。

4ページを御覧いただきたい。「6 現状と課題」については、子ども・子育て支援やこどもの生活に関するアンケート調査のほか、市民の意見を伺う機会として、市内の小・中・高校生や児童館を利用されている保護者、子育てサークルの参加者などにヒアリング調査を行い、現状の把握や課題について、(1)「子ども・若者が健やかに育つための支援」、(2)「子育て家庭への経済的支援」、(3)「子ども・若者の居場所整備」、(4)「成長段階に応じた切れ目のない支援」、(5)「共働き・共育での支援」の5つの課題を抽出し、その解決に向けた計画を策定することとした。

なお、この部分の記述については、資料14の34ページに掲載している。

次に、5ページを御覧いただきたい。「7 こども計画の施策体系」だが、図の左側「次世代育成支援行動計画」では、子育て施策を総合的に推進するため、5つの課題の解決について、基本目標を4つ立て、基本目標を支える基本方針を8つ、施策の方向性を24掲載している。

なお、施策の方向性に紐づく事業数としては、再掲を含み、222事業である。

ここでは、4つの基本目標について説明する。

基本目標1「すべての子ども・若者が幸せを感じ成長できるまち」では、すべての子ども・若者が、かけがえのない個性ある1人の人間として認められ、自己肯定感を育みながら成長できるよう取組を推進するとともに、子ども・若者の安全を守る体制を整える。

基本目標2「すべての子ども・若者が夢を思い描けるまち」では、子ども・若者が多くの友達や地域の方と出会い、交流し、将来にわたる夢を思い描くことができるよう、様々な機会の提供や地域の中の子ども・若者の居場所づくりを進める。

基本目標3「すべての子ども・若者が安心して子育てできるまち」では、子ども・若者、保護者が妊娠・出産から子育ての期間を通じて、切れ目なく支援を受けながら、子育てに対して過度に不安や負担を感じることがないように、地域全体で温かく見守り支える環境づくりを進める。また、結婚応援や妊婦、出産支援、多子世帯応援等の取り組みのほか、新たに転入してきた家庭に必要な情報を確実に届けるための仕組みを整備し、朝霞市で出産・子育てを選択していただけるよう取り組む。

基本目標4「すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられるまち」では、子どもが健やかで幸せに育ち、保護者が安心して子育てできる環境を実現するため、教育・保育事業や多様なニーズに応じた子育てサービスの提供に取り組むとともに、質の高い教育・保育を受けることができるよう、教育・保育人材の確保とスキルアップを図る。

次に、図の右側、「子ども・子育て支援事業計画」は、質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するための計画となっており、「幼児期の学校教育・保育の提供」については、対象人口の見込や施設型給付の幼稚園、保育所など、及び地域型保育給付の小規模保育などの量の見込みと確保の内容である。

「地域子ども・子育て支援事業の充実」については、地域子ども・子育て支援事業として、延長保育事業や放課後児童クラブ事業などの19事業の量の見込みと確保の内容である。現行計画では13事業であったが、本計画から、乳児等通園支援事業、産後ケア事業など、新たに6事業が追加となっている。

なお、この部分の記述については、資料14の41ページから96ページに掲載している。

次に、6ページを御覧いただきたい。本計画では、5年間の計画期間における重点方針として、基本方針1-1「子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるように」、基本方針2-1「子ども・若者が生きる力を育むことができるように」、基本方針3-1「ライフステージを通じた切れ目のない支援を提供する」、の3つを重点方針とし、力を入れて取り組んでいく。

なお、この部分の記述については、資料14の39ページに掲載している。

最後に、本計画（案）については、市民アンケート、関係者・団体ヒアリング、子どもミーティングなどを実施し、市民や当事者である子どもの意見を踏まえたほか、子ども・子育て会議において計画骨子や素案の策定を行った。

アンケートやヒアリングの結果については、資料14の99ページ以降の資料編に掲載している。

なお、素案策定後、昨年11月から12月にかけて市民コメント、職員コメント、子どもモニター制度により計画案に対する意見聴取を行い、市民コメントは8名から18件、団体は1団体から1件、職員コメントは1名から1件、子どもモニター制度で20名の御意見をいただき、修正できる部分は反映し、計画（案）としてまとめた。

今後、2月中旬に開催予定の「子ども・子育て会議」及び市長決裁を経て、3月下旬には発刊してまいりたい。

説明は、以上である。

(稲葉市長公室長)

本件は政策調整会議において審議したが、質疑等はなかったため、原案のとおり庁議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

6 第2期朝霞市自殺対策計画（案）

【説明】

(担当課6：齊藤健康づくり課長)

第2期朝霞市自殺対策計画（案）について説明する。資料15概要を御覧いただきたい。

本計画の趣旨について、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けて、国は「自殺総合対策大綱」として、総合的な対策を打ち出している。今回、自殺総合対策大綱をもとに策定した第1期の「朝霞市自殺対策計画」が令和6年度で終了することから、第1期計画の取組の成果や課題を踏まえ、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「第2期朝霞市自殺対策計画」を策定する。

次に、背景として、国の年間自殺者数は、令和元年までは、減少傾向となっていたが、直近3年は増減を繰り返し、令和5年は、21,657人であった。男女の比率は概ね男性2に対して女性1の傾向となっており、年齢階級別の死亡数では、10代から30代で、自殺が死因順位1位となっている。

自殺総合対策大綱や自殺対策白書では、総合的な自殺対策の更なる推進・強化が掲げられ、子ども・若者への自殺対策、女性に対する支援の強化等が新たな取組として追加されている。

朝霞市の自殺に関する現状だが、朝霞市の自殺者数は、令和5年が22人、過去5年間の平均自殺者数は20.6人で、新型コロナウイルス感染症拡大以降、増減を繰り返している。

また、年代別で見た自殺者数は、朝霞市では男性は50代が多く、次に20代、40代、女性は50代、次に30代、40代で多い状況で、国・県では、男女ともに、40代、50代の割合が多くなっている。朝霞市の特徴として、国や県と比べると20代の比率が高いことが見て取れる。

また、性別で見た自殺者数では、国・県では男女の比率が2対1だが、朝霞市では、令和3年以降、男性と女性の比率がほぼ同率となっており、朝霞市の特徴である。

次に、概要の2ページを御覧いただきたい。計画の位置付けだが、本計画は自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」で、国の「自殺総合対策大綱」や「埼玉県地域保健医療計画（自殺予防対策）」の趣旨を踏まえ、「朝霞市総合計画」「朝霞市地域福祉計画」等との整合性を図ることとしている。

計画書の構成としては、10章からなる構成とし、表のとおりである。

第4章では、第2期に取り組むべき課題を抽出するために、第1期計画の振り返りを実施し、評価分析について掲載した。

自殺総合対策大綱では、令和8年度までに自殺死亡率を平成27年と比較して30%以上減少させることを目標としている。朝霞市の達成目標は令和8年度までに10.4まで減少させることとし、計画が終了となる令和6年度の目標値を令和5年の自殺死亡率11.3として取り組んだが、結果は、15.27であった。

第1期計画では、5つの基本施策、3つの重点施策として取り組み、庁内の各課で当初の計画どおり事業を実施することはできたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年から自殺者数が増加に転じたこともあり、目標を達成することができなかつたと分析している。

次に、概要の3ページ、第2期計画策定におけるポイントである。自殺総合対策大綱では、今後の取り組むべき13の重点施策が示されているが、朝霞市の特徴を踏まえ、11の子ども・若者の自殺対策を更に推進する、女性の自殺対策を更に推進する、が重要であると考え、この2点を第2期計画で取り組むこととした。

次に、概要の3ページ下段、今後対策が優先されるべき課題だが、朝霞市の自殺の現状、第1期計画の振り返り、地域自殺実態プロファイルから見た朝霞市の地域特性などを踏まえ、第2期計画における優先されるべき課題として、重点施策を4分野掲げて、取り組むこととした。

まず、重点施策の1つ目、生活困窮者対策である。自殺者の内訳を見ると無職の方に自殺者が多いことから、関係機関と連携し、相談体制を整備する等の取組が必要となる。

次に、2つ目、高齢者対策である。地域自殺実態プロファイルでは、過去5年間の自殺者数は、3割程度が60歳以上の高齢者で、高齢者対策が推奨されている。健康・医療・介護・生活などの様々な関係機関が連携し、包括的な支援体制を構築し、地域から孤立しないよう、居場所づくりや社会活動参加を促進するなどの取組が必要となる。

次に、3つ目、勤労者対策である。無職者の割合が多いものの、有職者にも自殺の傾向は見られる。年代別で自殺者数の多い30代から50代では、家庭・職場の両方で重要な位置を占め、心理的・社会的に負担を抱えることが多く、心の健康を保つための取組が必要で、孤立を防ぐ取組や心の健康を保つための取組が必要となる。

最後に、4つ目、女性支援対策である。近年の朝霞の自殺者数の推移を見ると、女性の比率が国や県と比べて高い傾向が見られ、自殺総合対策大綱でも重点施策として示されていることから、重点施策に位置付けた。妊産婦への支援の充実や困難な問題を抱える女性への支援などが必要となる。

続いて、概要の4ページ、自殺対策推進における基本的な考え方である。「誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指す」ために、4つの共通認識と3つの基本的な考え方を踏まえて各種事業に取り組む。

施策の体系は、「誰もが支えあい つながりある朝霞を目指して」を基本理念として、精神保健分野に限らず、教育、勤労、経済支援等、庁内関連部署の取組をつなげ、総合的に自殺対策を推進することとし、全庁的に取組を推進するため、自殺対策に資する施策を「基本施策」、本市の自殺の特徴を踏まえ、対象者を明確にした具体的な施策を「重点施策」として位置付ける。

次に、概要の5ページは、施策ごとに、施策の方向性、主な施策・取組をまとめた。第2期計画では、基本施策で新たに評価指標を掲げ、取り組むこととした。

基本施策は、地域におけるネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成、住民への周知・普及啓発、生きることへの促進要因への支援、若年層への支援の強化の5つである。

次に、概要の6ページを御覧いただきたい。計画の達成目標だが、自殺総合対策大綱における国の数値目標は、令和8年度までに平成27年と比べて30%以上減少させることとしているため、令和8年自殺死亡率を10.4、計画の終了となる令和11年につい

ては、令和8年よりさらに減少させることとし、計画の推進に努めるとともに、PDCAサイクルを通じて、自殺対策の施策や取組の効果を検証し、継続的に自殺対策を展開することとする。

最後に、本計画案では、市民コメントを令和6年11月12日から12月11日の期間実施し、6通15件の意見をいただいた。主な意見については、孤独感の緩和として、自死のリスク回避のための居場所づくり、健康問題へのサポートなど自殺対策を進めるための事業のあり方について御意見があった。また、自殺の背景の分析に自殺対策白書を使用することの提案があり、一部、追加記載するなどして対応した。他に、ソーシャルワーカーの設置や重層的支援体制整備事業、自殺対策推進のための協議会の設置などがあり、今後、計画を推進していく中で、参考にしていきたい。

職員コメントについても、令和6年11月12日から11月30日の期間実施し、3通9件の御意見をいただいた。主な意見としては、基本施策や重点施策の具体的な取組について、施策の方向性と合っていないものがあるため、精査する必要があるのではないかと御意見があり、事業の取組について関連事業を含め、事業の精査を行うなどの修正を行ったほか、計画の位置付けについての整理や表記の修正、統計法についての整理を行うなどの対応を行った。

説明は、以上である。

(稲葉市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議しているため、審議結果を報告する。

まず、市民コメントでは、どのような意見があったか、との質疑に対し、主な意見として、孤独感の緩和のため、居場所づくりや健康問題へのサポートなど自殺対策を進める事業の在り方についての意見や自殺の背景の分析に使用する情報について、自殺対策白書を用いてはどうかとの提案があったため、それらを追加記載したとの回答があった。

次に、計画には、医療機関との連携についての記載が見られないが、仮に、自殺者の中で精神疾患のある方の割合が多いなどの傾向があるのであれば、医療機関との連携が必要になるのではないかと、との質疑に対し、計画には医療機関との連携についての記載はないが、計画策定に当たり参考としている国の「自殺実態プロファイル」でも朝霞市の自殺の危機経路として、うつ状態が多いと示されているため、今後計画を推進していく中で、医療機関との連携も検討していきたいとの回答があった。

次に、第1期計画の成果は何か、との質疑に対し、毎年、庁内の連絡会議を開催しており、各事業において、どの業務が自殺対策に当たるかを示している。自殺対策の関連事業として示すことで、全体で見たときに、どのような事業が自殺対策につながるか認識していただくことができたと考えている、との回答があった。

以上の審議の結果、原案のとおり庁議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【閉会】